

## 消費者教育実践事例集

第60回

# トラブルをなくすために、私たちにできることを！ 学んだことを伝えよう！

## —高校生によるポケットティッシュの啓発広告—

関 寛子 Seki Hiroko 小千谷市市民生活課生活安全係

### きっかけは教員からの依頼



新潟県小千谷市（以下、市）では、2017年度より新潟県立小千谷高等学校と連携し、消費者教育を行っています。

きっかけは、同校の家庭科の教員から市に、「消費者問題に関する授業を行う。そこで生徒が作成した啓発広告入りのポケットティッシュを市施設へ設置してもらえないか」という依頼があったことでした。当市としても若年者への啓発活動を検討していたため、ティッシュの設置だけではなく、その授業に積極的に協力したいとお願いしたところ、快諾いただきました。

準備に当たっては、通常の授業の一環であることを第一に考え、当市の希望を伝えつつ、学校側の負担にならないよう、教員との打ち合わせを重ねました。学習のねらいや方向性を共有することで、連携を深められたように思います。

### 授業の概要



授業は2年生の6クラスで、高校生にも身近な「通信販売」を題材に行われました（写真1）。

写真1 授業のようす



### 1. 批判的思考で広告の落とし穴を探す

教員がオリジナルで作成した若年者をターゲットとした化粧品のネット通販広告を提示し、生徒がその広告の問題点を探しました。「今だけ特別価格」等のよくある勧誘の表示、消費者に難解な定期購入や返金保証など、実際にトラブルが起きやすい表示を入れ、生徒の気づきを促しました。

生徒は、クリティカル・シンキング（批判的思考）によって、広告の問題点を探し出しました。また、班で意見交換をしたことで、自分になかった視点を持つこともできたようです。

### 2. ロールプレイングで契約の注意点を学ぶ

返金保証の条件をあえて難しく設定したオリジナルの通販広告をもとに、購入者役と業者役の班に分かれて、電話で返品・返金を交渉するロールプレイングを行いました。班全員がそれぞれの立場で対策を考え、家族・社員など役割を分担し、交渉に行き詰まると家族や上司に交代するなどして、全員が参加できました。

生徒からは、「業者側に有利な条件が多く業者役としては交渉しやすかったが、実際の自分は消費者だから怖い」「説明をしっかりと読んで理解することが大切」等の感想がありました。

### 3. 相談窓口を知る

実際にトラブルにあったときの対策として、市に消費生活相談窓口があることを紹介しました。生徒に、消費生活相談員や「相談」という行為を身近に感じてほしいと考え、当市の消費生活相談員が直接PRを行いました。

\* 授業の詳細なようすは小千谷市ホームページで公開している。 <http://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/shimin/syoushisya-ojiyakoukou.html>

#### 4. 啓発広告の制作に取り組む

授業で学んだ消費者トラブルの防止を地域の人々へ啓発するため、キャッチコピー、コメント、イラスト等、班でアイデアを出し合いながら広告制作に取り組みました。インパクトのある言葉や分かりやすく伝える表現などに苦労した生徒もいたようですが、できあがった手書きの広告は、にぎやかで温かみがあり、思わず手に取りたくなるようなものばかりでした。

クラス内で発表して選ばれた20点を印刷し、ポケットティッシュに入れました(写真2)。

写真2 完成したポケットティッシュ



#### ポケットティッシュ完成報告と配布

生徒の代表が市長を訪問し、ポケットティッシュの完成報告会を行いました。生徒から市長へ、「消費者トラブルが相次いでいるなかで、家族や地域の方と話し合っただけで協力していくことが大切だと感じた」など、今回の授業で学んだことが伝えられました。このようすは市の広報紙、ホームページのほか、地元新聞に掲載され、市内外へPRすることができました。

また、ポケットティッシュは市施設、市内金融機関、病院、駅などに設置し、配布しました。

#### 生徒と市民の双方に効果

生徒が学習成果を地域にアウトプットすることで知識が定着し、成果をかたちにしたことで達成感が得られたのではないかと思います。

ポケットティッシュは大変好評で、設置後、

あっという間になくなりました。地元の高校生の活躍は、市民の目を引きまします。「生徒が作成した広告」だから手に取った人や、「同世代が作成した広告」だから手に取った若年者もいたと思います。市民に対しても大きな啓発効果があったと感じています。

#### その後も取り組みを継続

その後、当市は同校から、卒業を控えた3年生に向けた授業の機会を得て、生活費やクレジットカード、若年者に多い消費者トラブルについての話をしました。

また、2018年度は、同校で「高齢者の消費者トラブルと見守り」に関する授業を行いました。地域の高齢者にも協力してもらいロールプレイングを行うなど、高齢者のトラブルについて学び、高校生に何ができるのかを生徒自ら考えました。学んだことを地域へ伝えるため動画やポスター(写真3)を作成し、動画は市主催の高齢者向け消費生活講座等で上映、ポスターは市内金融機関や病院、市施設へ掲示しました。

若年者の消費者教育について、その機会を得ることと、継続していくことの難しさを感じています。そんななか、同校には協力の機会をいただけたことに深く感謝しています。

今後、成年年齢引き下げにより、若年者、特に高校生への消費者教育はますます重要になります。当市はこれからも若年者に向けた情報発信を行うとともに、学校等の教育機関への働き掛けも実施していきたいと考えています。

写真3 2018年度作成の啓発ポスター

